

# 盛岡市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和7年4月

保健福祉部地域福祉課

---

# 目次

---

1 重層的支援体制整備事業の概要	.....
(1) 背景・目的	..... 1
(2) 実施事業	..... 2
(3) 交付金の一本化	..... 3
2 計画の位置付け	..... 4
3 連携体制の構築	..... 5
4 重層事業の実施内容	.....
(1) 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)	..... 6
(2) 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)	..... 9
(3) 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)	..... 12
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号)	... 14
(5) 多機関協働事業及び支援プランの作成(法第106条の4第2項第5号及び第6号)	... 15
【参考】成果指標	..... 17

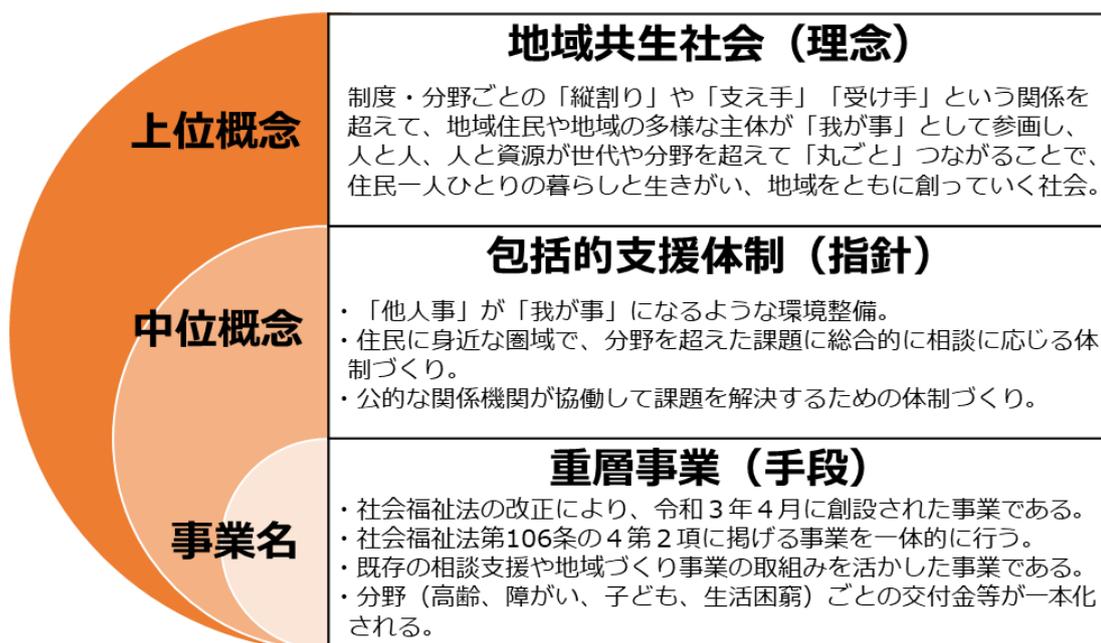
# 1 重層的支援体制整備事業の概要

## (1) 背景・目的

国は、少子高齢化や人口減少、地域社会の脆弱化、福祉ニーズの複雑化・複合化等、社会構造が変化する中で、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、「重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）」を創設した。

重層事業は、地域共生社会を理念とし、関係機関が協働して課題を解決するための「包括的支援体制」の構築を目指すものである。

本市では、既存の取組みを活かしつつ、市全体の支援機関や地域の関係者が相談を断らずワンストップで受け止め、つながり続ける支援体制を構築することで、「第3期盛岡市地域福祉計画」の基本理念である「みんながつながり 互いに認め支え合う やさしきにあふれるまち」を目指すものである。



盛岡市における概念の整理

## (2) 実施事業

縦割りの分野別支援体制の壁を低くすることで、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、

- ① 属性を問わない相談支援（法第106条の4第2項第1号）
- ② 参加支援（法第106条の4第2項第2号）
- ③ 地域づくりに向けた支援（法第106条の4第2項第3号）

を柱とする支援を一層効果的かつ円滑に展開できるよう、

- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援（法第106条の4第2項第4号）
- ⑤ 多機関協働による支援（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

を新たな機能として付加し、①から⑤までの各事業を一体的に実施するものである。

本市においては、以下のとおり実施している。

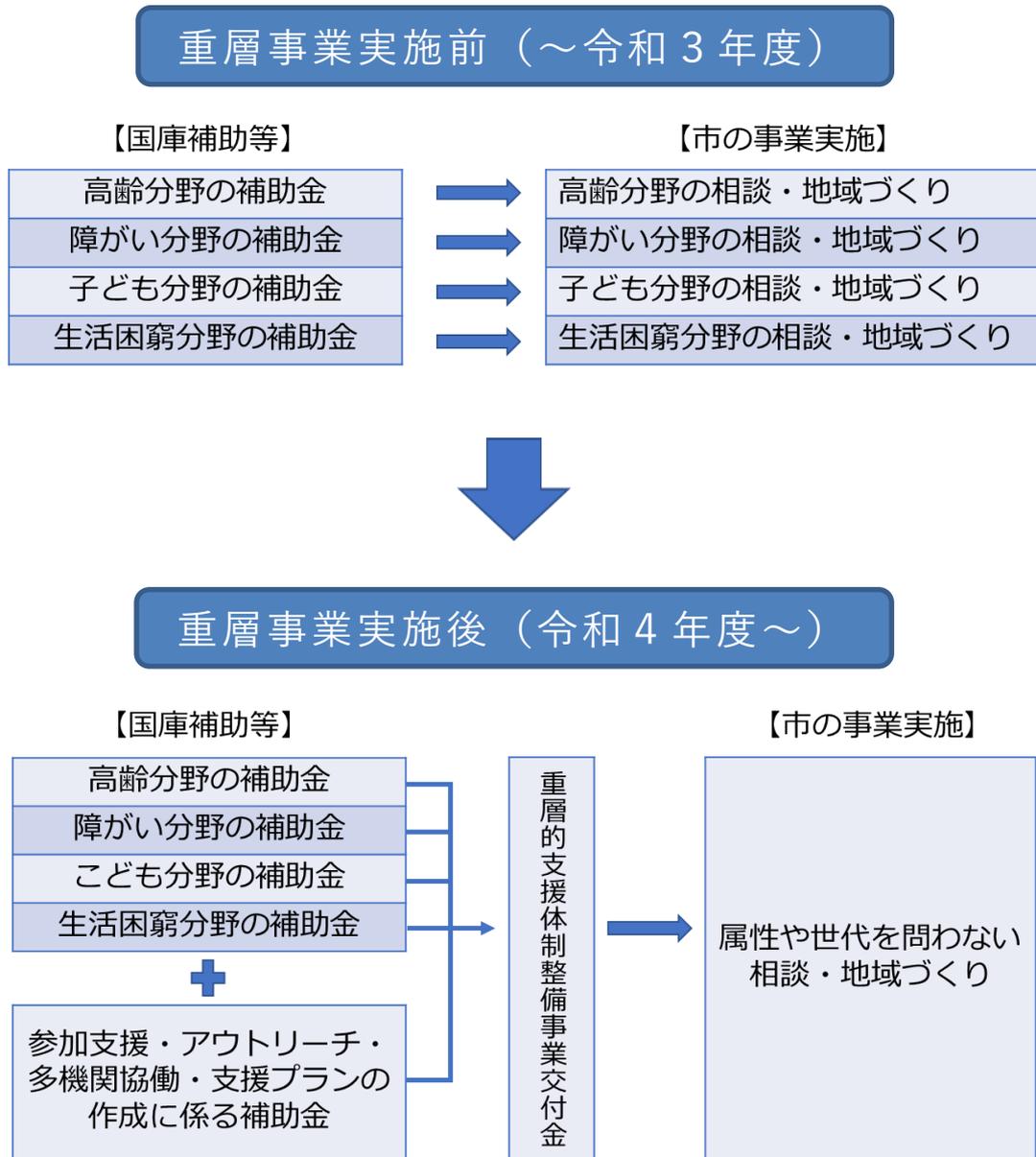
### 社会福祉法第106条の4第2項に掲げる事業

		事業名	既存制度の対象事業等	担当課
第1号	イ	包括的相談支援事業 (既存事業)	【介 護】包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	長寿社会課
	ロ		【障がい】相談支援事業	障がい福祉課
	ハ		【子ども】利用者支援事業	こども家庭センター
	ニ		【困 窮】生活困窮者自立相談支援事業	生活福祉第一課
第2号	参加支援事業	平成28年度からモデル事業として実施	地域福祉課	
第3号	イ	地域づくり事業 (既存事業)	【介 護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの (地域介護予防活動支援事業)	長寿社会課
	ロ		【介 護】生活支援体制整備事業	長寿社会課
	ハ		【障がい】地域活動支援センター機能強化事業	障がい福祉課
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業	子ども青少年課
			【困 窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業（※2）	地域福祉課
第4号	アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業	令和4年度から実施	地域福祉課	
第5号	多機関協働事業	平成28年度からモデル事業として実施	地域福祉課	
第6号	支援プランの作成（※1）	平成28年度からモデル事業として実施	地域福祉課	

（※1）支援プランの作成は、多機関協働事業と一体的に実施。（※2）既存制度ではあったが、盛岡市は令和4年度から実施。

### (3) 交付金の一本化

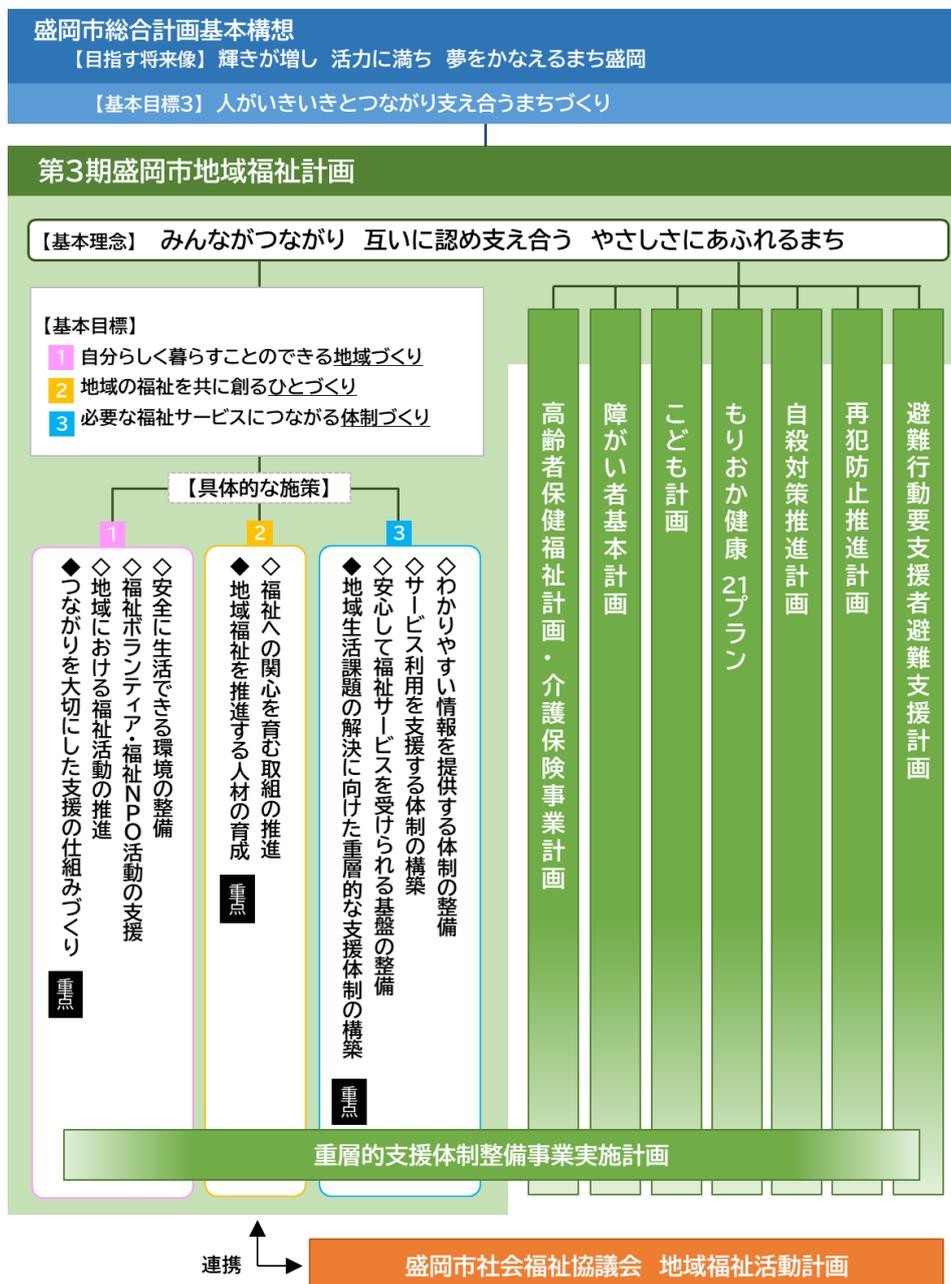
従来、各分野（高齢、障がい、こども、生活困窮）の制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる国庫補助等に、新たに属性を問わない相談支援や参加支援の機能強化を図る国庫補助等を加え、一体的な執行を可能とする「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、第106条の9）として交付される。



## 2 計画の位置付け

本計画は、法第106条の5により、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の実施内容に関する事項を定めるものであり、「第3期盛岡市地域福祉計画」を上位計画として、同計画の基本理念である「みんながつながり 互いに認め支え合う やさしさにあふれるまち」の実現に向けて策定するものである。

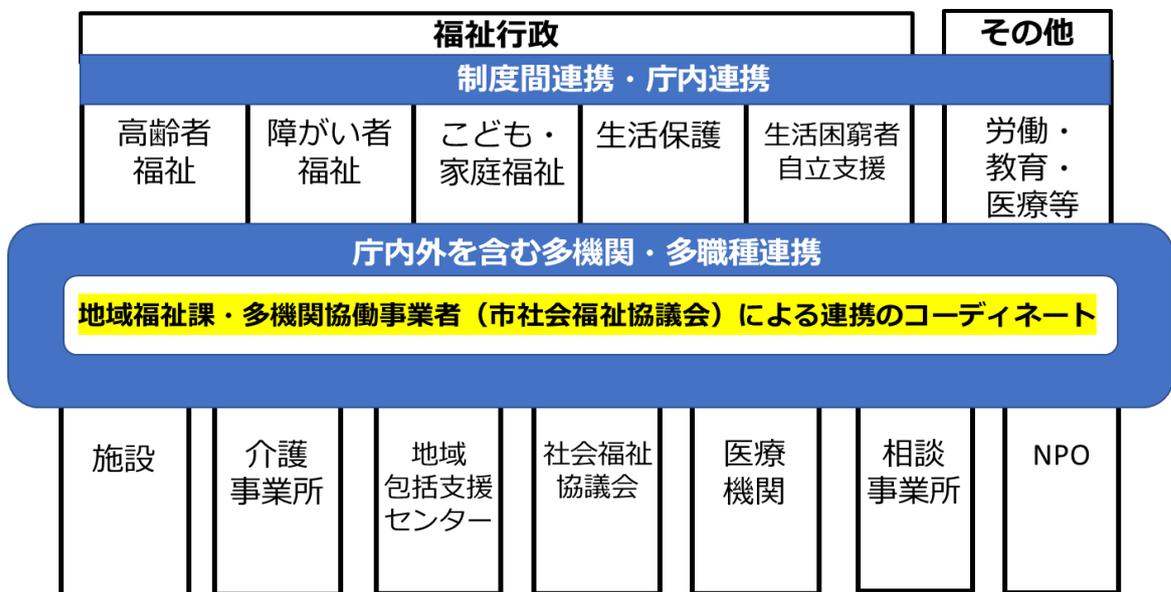
さらに、重層事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、高齢、障がい、こども、生活困窮の既存制度における事業の一部を包括化し実施するものであることから、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者基本計画」、「こども計画」等との調整を図る。（法第106条の5第3項）



### 3 連携体制の構築

高齢・障がい・こども・生活困窮分野については、相談支援事業及び地域づくり事業において、重層事業の対象となっていることから、特に相談支援及び地域づくりにおいて、4分野間の連携を強化し一体的な実施を図るとともに、市全体として包括的な支援体制が構築されるよう、既存のネットワークを十分に活用し、実施体制を構築する。

また、労働、教育、医療等の福祉以外の分野との連携も重要となるため、円滑な連携が可能となるよう、包括的相談支援受付シート（P.21参照）の活用及び関係各課（P.24参照）・関係機関等での研修会や意見交換会を実施し、相互に制度の理解を深め、連携体制を強化していく。



連携体制のイメージ図

## 4 重層事業の実施内容

### (1) 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)

#### ① 属性や世代を問わない包括的な相談

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

#### ② 支援機関のネットワーク

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

#### ③ 多機関協働事業との連携

受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

#### ④ 対象となる事業

ア 高齢分野（担当：保健福祉部長寿社会課）

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号まで）

	実施機関	受託法人等	所在地	担当地区
1	盛岡駅西口 地域包括支援センター	(福)盛岡市社会 福祉協議会	盛岡駅西通 一丁目	西厨川・桜城
2	仁王・上田 地域包括支援センター	アースサポ ート(株)	高松二丁目	仁王・上田
3	浅岸和敬荘 地域包括支援センター	(福)岩手和敬会	浅岸三丁目	米内・山岸
4	松園・緑が丘 地域包括支援センター	(福)育心会	西松園二丁目	松園・緑が丘
5	五月園 地域包括支援センター	(福)盛岡山王会	東山二丁目	築川・中野・ 城南・加賀野・ 杜陵・大慈寺
6	青山和敬荘 地域包括支援センター	(福)岩手和敬会	南青山町	青山・東厨川・ 土淵
7	みたけ・北厨川 地域包括支援センター	(福)盛岡市社会 福祉協議会	月が丘三丁目	みたけ・北厨川
8	イーハトーブ 地域包括支援センター	(医)謙和会	本宮一丁目	本宮・仙北・ つなぎ・太田
9	地域包括支援センター 川久保	盛岡医療生活 協同組合	津志田 26 地割	見前・津志田・ 乙部
10	飯岡・永井 地域包括支援センター	盛岡医療生活 協同組合	永井 19 地割	飯岡・永井
11	玉山 地域包括支援センター	(医)日新堂	好摩字夏間木	巻堀・好摩・ 洩民・玉山・ 藪川

イ 障がい分野（担当：保健福祉部障がい福祉課）

相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3号）

	実施機関	受託法人等	所在地
1	盛岡市基幹相談支援センター	(福)千晶会	本町通三丁目
2	盛岡広域圏障害者地域生活支援センターMy 夢		
3	もりおか障害者自立支援プラザ	(福)盛岡市社会福祉事業団	三本柳 13 地割
4	ソーシャルサポートセンター もりおか	(特非)いわてソーシャルサポートセンター	本町通一丁目

ウ こども分野（担当：子ども未来部こども家庭センター）

利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号）

	実施機関	所在地
1	こども家庭センター	市保健所 1 階 及び 2 階

エ 生活困窮分野（担当：保健福祉部生活福祉第一課）

生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項）

	実施機関	受託法人等	所在地
1	盛岡市くらしの相談支援室	(認定特非)インクル いわて	内丸

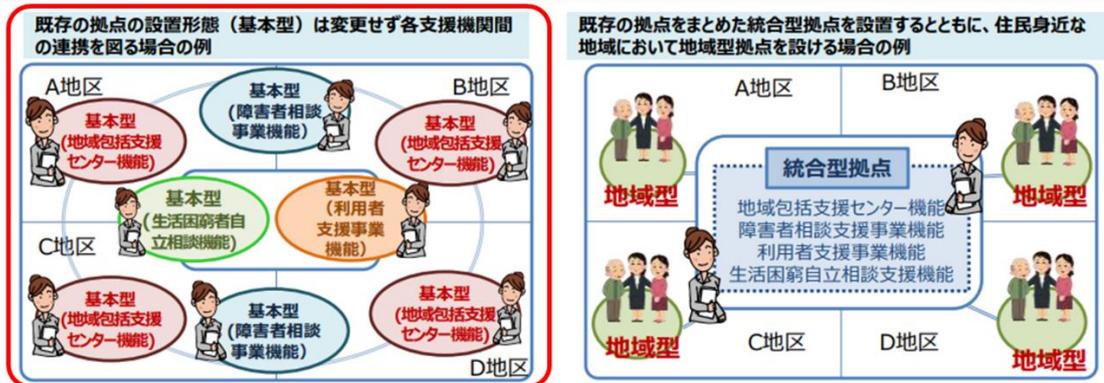
⑤ 設置形態

包括的相談支援事業の設置形態については、平成28年度からの3年間で実施したモデル事業から築き上げてきたネットワークを活かすため、既存の各分野の拠点はそのままに、他分野の支援関係機関と連携して対応する形態（基本型事業・拠点）とする。

設置形態の種類

類型	内容
基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一の事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	複合分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※介護と障がいのみ等4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定される。また、地域型事業・拠点は包括的相談支援事業の各事業の基準を満たす必要はないが、その活動は、実施市町村内の基本型事業・拠点又は総合型事業・拠点との連携体制を確保するとともに、重層事業実施計画や支援会議の仕組みを通じて、専門的なバックアップを受けながら実施されることが必要である。

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加



※厚生労働省資料より

## (2) 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)

### ① 社会とのつながりを築くための支援

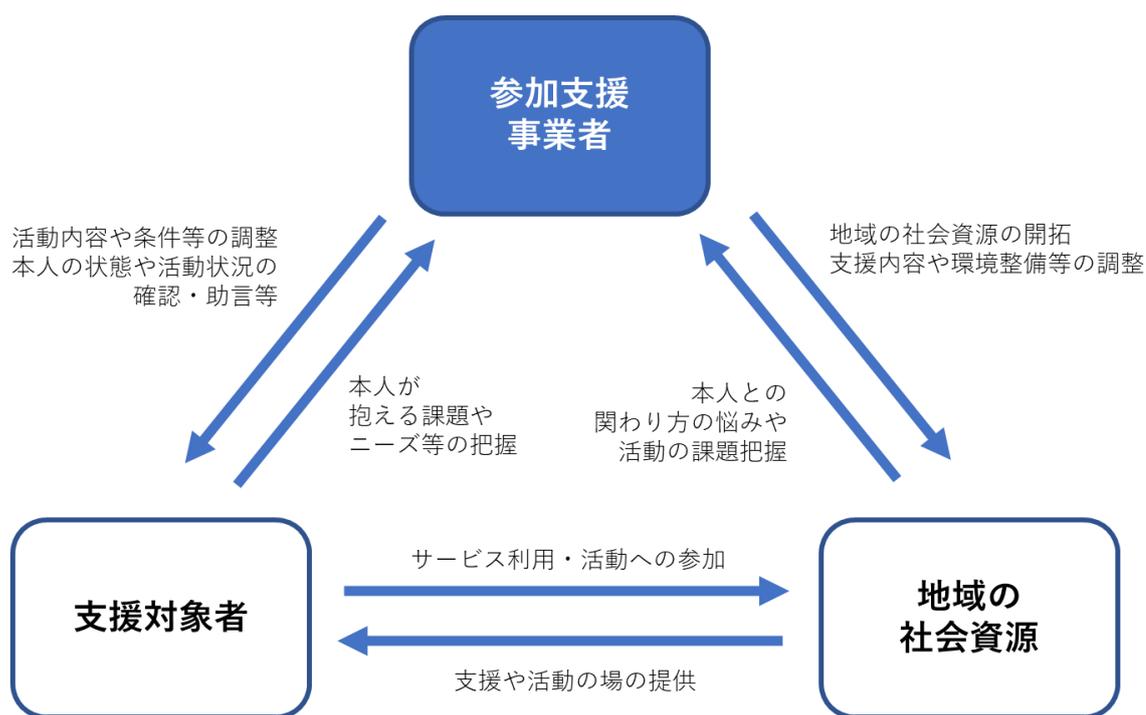
各分野で行われている、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や家族のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりを築くための支援を行う。

### ② 支援対象者の課題等を踏まえたマッチングや支援メニュー作り

支援対象者の課題やニーズを踏まえ、地域の社会資源との間をコーディネートし、支援メニューのマッチングを行うほか、新たな社会資源の開拓を図り、支援対象者やその家族の状況に応じた支援メニューを作る。

### ③ 支援対象者への定着支援と受け入れ先の支援

支援対象者と支援メニューをマッチング後も、支援対象者に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。また、受け入れ先についても随時サポートを行う。



参加支援事業イメージ図

#### ④ 主な受け入れ先

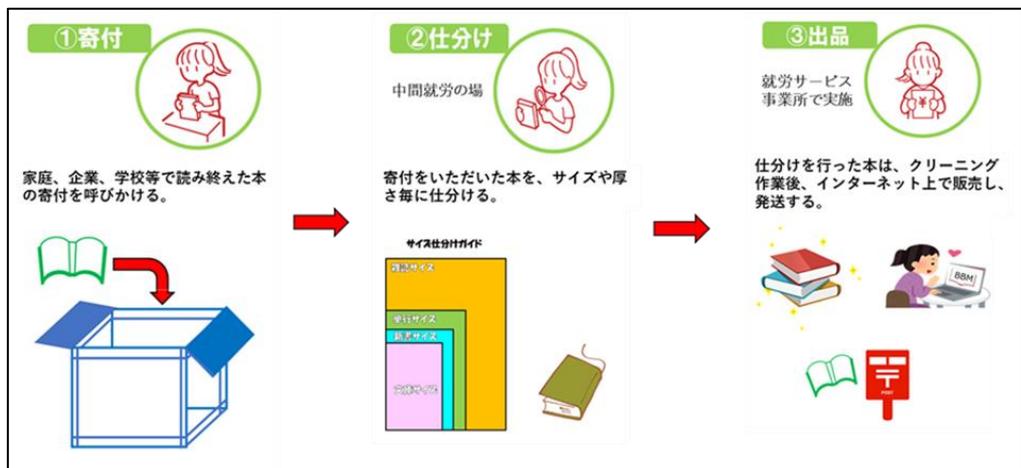
##### ア Book and Bookenergy in Morioka (BBM) (ブック アンド ブックエナジー イン モリオカ)

###### a 概要

一般就労が難しい、ひきこもりを経験した者等の中間的就労の場（居場所）の構築を行う。市民等から読み終わった本の寄附を受け、その本の仕分け作業を行う場が、中間的就労の場（居場所）となる。その後、クリーニング等を行い、販売する。その収益は作業者の工賃や福祉団体への寄附金に充てる。

###### b 対象者

就労に課題を抱えるひきこもり経験者等



本の仕分け作業の様子

## イ 住まいるプロジェクト

### a 概要

認知症や障がい等により家庭ごみが捨てられない状況となっている、住居荒廃（いわゆる「ごみ屋敷」）状態になっている世帯に対し、ごみの片付けと併せて、その世帯が抱える潜在的な課題の解決にも対応することで、安心して自宅で生活を続けていくことが出来るよう、住まいの再生と笑顔を取り戻すためのプロジェクト。

### b 対象者

住居荒廃世帯、ひきこもり経験者等（片付け作業の参加者）



住まいるプロジェクトの様子

## ウ 畑づくり

### a 概要

市民等から提供された畑でひきこもりを経験した者等が作業を行うもの。収穫した作物については、地域で開催されるイベント等で販売する等、社会参加につながるようコーディネートを行う。

### b 対象者

ひきこもり経験者等



畑づくりの様子

	実施機関・受託法人	所在地
1	(福)盛岡市社会福祉協議会	若園町

### (3) 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)

- ① 世代や属性を超えた交流の場や居場所づくり  
地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を提供する。
- ② 交流・参加・学びの機会の創出  
地域で実施されている個別の活動や人材を把握し、住民にとって身近な地域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせ、交流・参加・学びの機会を創出する。
- ③ 地域のプラットフォームの促進を通じた地域活動の活性化  
多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。
- ④ 対象となる事業

#### ア 高齢分野（担当：保健福祉部長寿社会課）

- a 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち地域介護予防活動支援事業  
介護予防の通いの場等の立ち上げや活動支援を行い、市民の自主的な活動及び多様な主体と連携した地域づくりを推進する。
- b 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）  
高齢者が地域で暮らし続けることができるよう、買い物や移動等の生活支援体制の構築に向けた取組みの推進のため、全市を担当する第1層生活支援コーディネーターを保健福祉部長寿社会課に配置し、各圏域を担当する第2層生活支援コーディネーター兼認知症地域支援推進員を各地域包括支援センター11か所（P.6参照）に配置している。

#### イ 障がい分野（担当：保健福祉部障がい福祉課）

地域活動支援センター機能強化事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）

- a 地域活動支援センターⅠ型事業  
地域住民ボランティアの受け入れ等を行う。

	実施機関	受託法人等	所在地
1	ソーシャルサポートセンターもりおか	(特非) いわてソーシャルサポートセンター	委託 本町通一丁目

- b 地域活動支援センターⅢ型事業  
地域交流（町内会等へのイベント参加、利用者の作品展の開催等）を行う。

	実施機関	受託法人等	所在地
1	ほのぼのホーム	(一社)夢現舎ほのぼのホーム	補助 乙部 29 地割 高松二丁目 山岸四丁目 上田松屋敷
2	夢 I T 工房	身障者企業組合	
3	ぐるんぱ	(特非)WaiWai-ぐるんぱ	
4	喫茶ひだまり	(特非)精神保健を考える いわての会	

- ウ こども分野（担当：子ども未来部子ども青少年課・子育てあんしん課）  
地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）  
こどもの健やかな育ちを支援するため、子育て世代の親子が交流できる場の提供や、子育てに関する不安なことや困りごとを身近に相談することができるよう、育児のノウハウを蓄積している保育所等を拠点として、関係機関と連携しながら、地域において総合的な子育て支援を行う。

	実施機関	受託法人等	所在地
1	好摩保育所 地域子育て支援センター	(福)好摩福祉会	好摩字野中
2	愛育園 地域子育て支援センター	(福)愛育園	西松園二丁目
3	前潟保育園 地域子育て支援センター	(福)土淵朗親会	上厨川字杉原
4	なかのこども園 地域子育て支援センター	(福)白楊	東安庭一丁目
5	飯岡こども園 地域子育て支援センター	(福)白楊	下飯岡 8 地割
6	津志田保育園 地域子育て支援センター	(福)福振会	三本柳 4 地割
7	みたけ保育園 地域子育て支援センター	(福)岩手県同胞援護会	青山三丁目
8	とりょう保育園 地域子育て支援センター	市が運営	肴町
9	もりおか子育て応援プラザ ma*mall	(認定特非)いわて子育て ネット	大通一丁目

- エ 生活困窮分野（担当：保健福祉部地域福祉課）  
生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号）定める事業）

地域住民のニーズ・生活課題の把握、地域住民の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する「居場所づくり」、地域福祉の担い手の育成等を行う。

	実施機関・受託法人	所在地
1	(福)盛岡市社会福祉協議会	若園町

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号)

① 支援が届いていない人への働きかけ

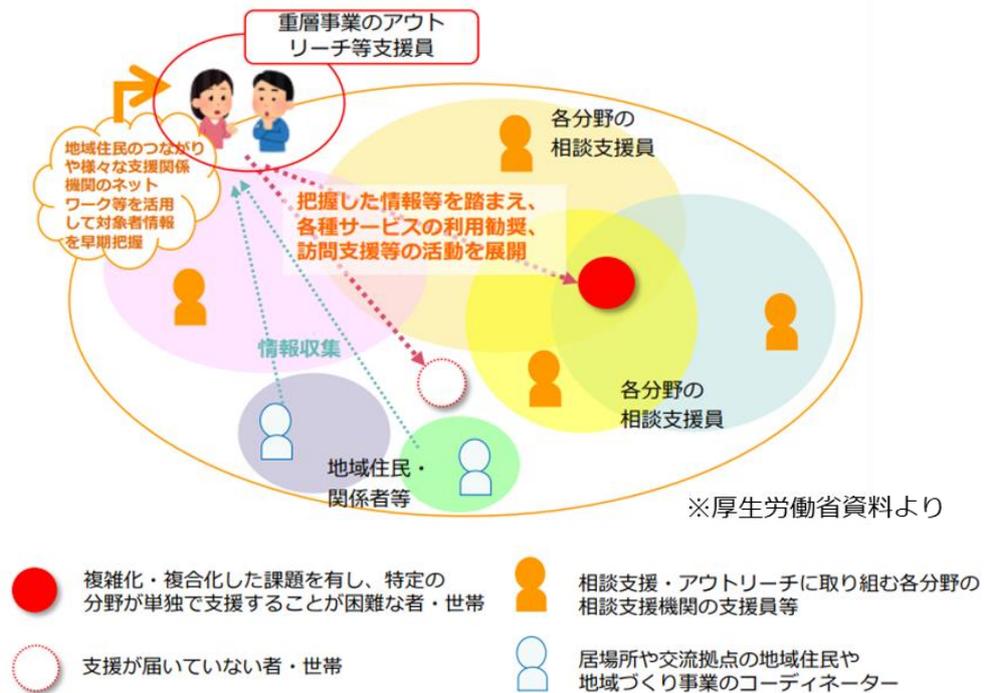
分野がまたがるような複雑化・複合化した課題を抱えていながらも支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に対して関係性の構築を図り、支援を届ける。

② ネットワークを活用した潜在的な対象者情報の早期把握

各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える対象者を把握する。

③ 本人との信頼関係の構築

本人と直接対面を行うことで、継続的な関わりを持ち、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。



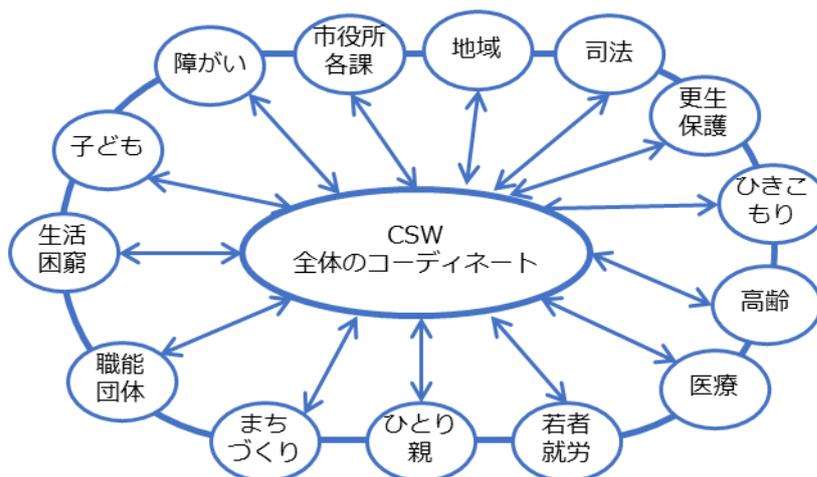
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業イメージ図

	実施機関・受託法人	所在地
1	(福)盛岡市社会福祉協議会	若園町

(5) 多機関協働事業及び支援プランの作成(法第 106 条の4第2項第5号及び6号)

① まるごとよりそいネットワークもりおかの設置

複雑化・複合化した課題へのアプローチをCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）が中心となり、各分野の重層的支援アドバイザーと連携し、既存の相談支援機関をサポートし、解決に向けた支援を行う。



ネットワークのイメージ図

R6 盛岡市重層的支援アドバイザー所属機関	
分野	機関名
障がい	社会福祉法人千晶会 盛岡市基幹相談支援センター 社会福祉法人カナンの園 となんカナン事業所
子ども	認定特定非営利活動法人いわて子育てネット
生活困窮	特定非営利活動法人フードバンク岩手 盛岡市くらしの相談支援室
職能団体	一般社団法人岩手県社会福祉士会
共生の場・まちづくり	一般社団法人しあわせ計画舎 フキデチョウ文庫 Rashiku株式会社 きさいや もりおかわかものプロジェクト
	Days
	盛岡夜回りグループstep
ひとり親家庭	特定非営利活動法人インクルいわて
若者・就労	株式会社盛岡書房 特定非営利活動法人もりおかユースポート
医療	岩手県精神保健福祉士会 岩手県医療ソーシャルワーカー協会
高齢	アイリーケアプランサービス 盛岡市社会福祉協議会 みたけ・北厨川地域包括支援センター
ひきこもり	ひきこもり支援室“ゆきわり”
更生保護	更生保護法人 岩手保護院
司法	岩手弁護士会 日本司法支援センター岩手地方事務所
地域	盛岡市民生児童委員連絡協議会

## ② 「困りごとまるごと無料相談会」の実施

窓口に来られない方や、困りごとの相談先が分からない方のために、様々な分野の専門家（重層的支援アドバイザー等）が各地域へ出向き「出前相談会」を実施する。

## ③ 重層的支援会議の開催

重層事業全体を円滑に実施するとともに、支援対象者等に対する個別の支援の妥当性を担保するため、重層的支援会議を開催する。

内容により次のいずれかの会議を開催する。

### ア まるごと推進会議

#### a 全体会

▶内 容： 取組内容や状況の報告を行うとともに、課題等を共有し相互理解を深める。また、重層事業全体の評価等を行う。

▶時 期： 定期開催（年3回）

▶参加者： 市、社会福祉協議会、重層的支援アドバイザー、支援機関等

#### b 分科会

▶内 容： 既存のネットワークでは対応できない課題について、必要な仕組みや社会資源の創出に向けた検討を行う。

▶時 期： 随時開催

▶参加者： 市、社会福祉協議会、重層的支援アドバイザー、支援機関等

#### c ケース検討会

▶内 容： 重層事業につながったケースや、重層的支援アドバイザーや支援機関等の関わったケース等を基に、今後の支援を円滑に行うためには、どのような取組が必要か検討を行う。

▶時 期： 随時開催

▶参加者： 市、社会福祉協議会、重層的支援アドバイザー、支援機関等

#### d 重層的支援アドバイザー会議

▶内 容： 重層事業推進に係る取組内容等の検討

▶時 期： 随時開催

▶参加者： 市、社会福祉協議会、重層的支援アドバイザー

### イ よりそい会議

▶内 容： 重層事業につながれた、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例について、情報共有や役割分担の協議、支援プランの作成、適切性の協議及び終結時等の評価を行う。

なお、取扱うケースは、対象者本人の同意を得ることが必要となる。

- ▶ 時 期： 随時開催
- ▶ 参加者： 市、社会福祉協議会、重層的支援アドバイザー、支援機関（実務者）、本人等

	実施機関・受託法人	所在地
1	(福)盛岡市社会福祉協議会	若園町

④ 支援会議の開催（担当：保健福祉部地域福祉課）

本市では、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯に対する適切な支援を図るため、法第106条の6第1項の規定に基づき、支援会議を設け、運営する。

なお、法第106条の6第3項及び第5項の規定に基づき、支援会議で取扱うケースに係る情報の共有について、対象者本人の同意は不要である。

- ▶ 目 的： 情報共有、見守りと支援方針の理解、緊急性がある事案への対応
- ▶ 時 期： 随時開催
- ▶ 参加者： 市、社会福祉協議会、重層的支援アドバイザー、支援機関（実務者）等

【参考】成果指標

盛岡市総合計画（令和7年度～令和16年度）及び第3期盛岡市地域福祉計画（令和7年度～令和16年度）において、重層事業に関連する成果指標を次のとおり定めており、目標値の達成に向けて各事業を推進するものである。

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
包括的相談支援事業における相談件数(↑)	-	38,084 件	44,000 件
多機関協働事業におけるよりそい会議及び支援会議の開催数(↑)	-	17 回	24 回
業務統計「地域福祉コーディネーター養成講座修了者数」(↑)	19 人	85 人	100 人

---

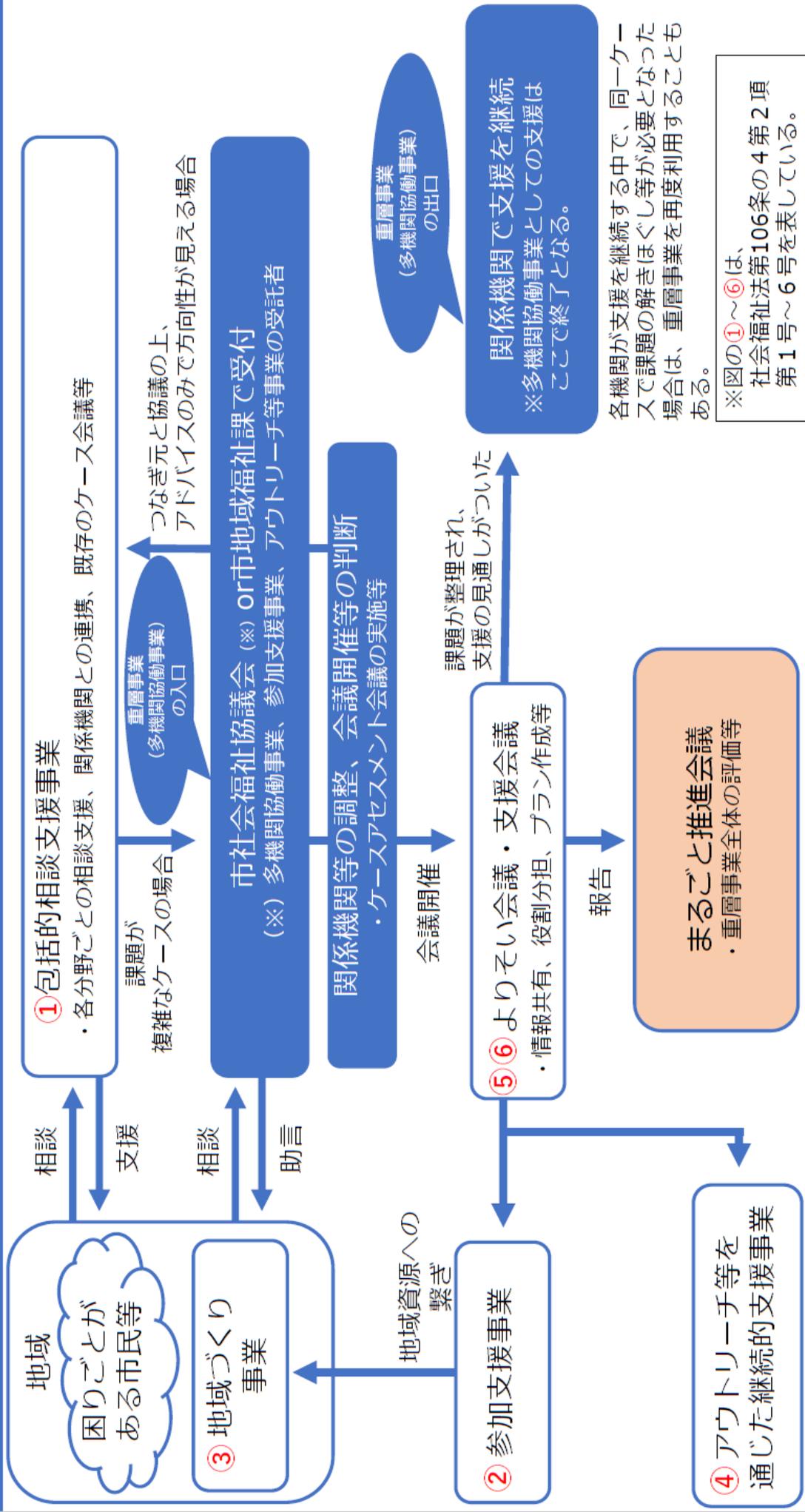
# 資 料 編

---

1	盛岡市重層事業イメージ図	19
2	盛岡市相談支援フロー	20
3	包括的相談支援受付シート（No.1～No.4）	21
4	重層事業盛岡市関係各課一覧	25
5	地域包括支援センターに係る担当地区の詳細	26
6	社会福祉法抜粋（重層的支援体制整備事業関係）	27
7	用語解説	29



盛岡市重層的支援体制整備事業 相談支援フロー (R7.4)



## No.1 世帯概要

### ■シート作成日、作成機関

相談契機	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来談 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他	シート作成日	
作成機関		作成者	

### ■基本情報（相談の主な対象者）

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 左記以外		
氏名		生年月日		年齢	歳
住所	〒 -				
電話	自宅	-	携帯	-	-
他支援機関等との 情報共有の有無	【機関名】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 無	ライフライン停止状況	<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス	<input type="checkbox"/> 無

### ■相談者が本人以外の場合

対象者との関係	<input type="checkbox"/> 家族（本人との続柄： ） <input type="checkbox"/> その他（				
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 左記以外		
氏名		生年月日		年齢	歳
住所	〒 -				<input type="checkbox"/> 同上
電話	-	携帯	-	-	

### ■相談内容

相談内容に○をつける。複数ある場合は、一番の困りごとに◎をつける。					
<input type="checkbox"/>	病気や健康、障害のこと	<input type="checkbox"/>	住まいについて	<input type="checkbox"/>	収入・生活費のこと
<input type="checkbox"/>	家賃やローンの支払いのこと	<input type="checkbox"/>	税金や公共料金等の支払いについて	<input type="checkbox"/>	債務について
<input type="checkbox"/>	仕事探し、就職について	<input type="checkbox"/>	仕事上の不安やトラブル	<input type="checkbox"/>	地域との関係について
<input type="checkbox"/>	家族との関係について	<input type="checkbox"/>	子育てのこと	<input type="checkbox"/>	介護のこと
<input type="checkbox"/>	ひきこもり・不登校	<input type="checkbox"/>	DV・虐待	<input type="checkbox"/>	食べるものがない
<input type="checkbox"/>	その他（ ）				

現在の状況・経緯

## No.2 対象者の状況等

### ■相談内容

世帯の困りごと等（できるだけ詳細に）	
【対象者の困りごと】	
【対象者家族の困りごと】	
困りごとの解決に向けて、世帯が支援してほしいこと	
【対象者のニーズ】	
【相談者家族のニーズ】	

### ■本人・家族の状況

No.	氏名	続柄	性別	年齢	健康状態			月の収入状況	【上段】主な困りごと等の要旨	同意の有無※
					障がい	介護	その他		【下段】ストレングス	
1										
2										
3										
4										
5										
6										

※家族それぞれの個人情報の取扱いについて  チェック

支援にあたり、必要となる対象者の情報（税情報等含む）を、相談受付機関が関係機関（市役所各課、社会福祉協議会等）へ提供すること及び関係機関から対象者の情報を収集することへの同意を確認する。

### No.3 支援状況等

■シート作成機関の対応

シート利用目的	<input type="checkbox"/> 重層事業へつなぐ(会議開催等)	<input type="checkbox"/> 連携先等不明	<input type="checkbox"/> 関係機関へつなぐ
作成機関での継続対応	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	緊急の必要性	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 1週間以内 <input type="checkbox"/> 1か月以内 ) <input type="checkbox"/> 無
相談者に伝えた担当者名			連絡先

シート作成者		➔	引継受付者	
作成機関			引継機関	
氏名	電話		氏名	電話

作成機関からの連絡事項	
【すでに対応したこと、現在対応していること】	
【今後対応を予定していること】	
【受付機関としての困りごと】	
【その他】	
引継機関と相談したいこと	

■引継機関の対応（シート作成機関へ対応状況等を報告する）

【対応状況・方針】	

引継者（発出日：）		➔	シート作成者（受取日：）	
引継機関			作成機関	
氏名	電話		氏名	電話

## No.4 ジェノグラム

ジェノグラム（男性：□、女性：○、不明：△、本人：二重線にする。別居家族がいる場合、対象世帯を囲む）

#### 4 盛岡市重層的支援体制整備事業 関係各課一覧

所属				主な内容	相談	地域づくり
福祉行政	1	保健福祉部	地域福祉課	重層事業の主管課、民生児童委員	○	○
	2	保健福祉部	障がい福祉課	障がい	○	○
	3	保健福祉部	長寿社会課	高齢者福祉	○	○
	4	保健福祉部	介護保険課	介護	○	
	5	保健福祉部	生活福祉第一課・生活福祉第二課	生活困窮、生活保護	○	
	6	保健所	企画総務課	在宅医療	○	
	7	保健所	健康増進課	こころの健康相談	○	
	8	保健所	指導予防課	医療相談	○	
	9	子ども未来部	子ども青少年課	子ども、子育て、ひとり親	○	○
	10	子ども未来部	子育てあんしん課	保育所	○	○
	11	子ども未来部	母子健康課	子育て相談	○	
	12	子ども未来部	こども家庭センター	子ども、家庭相談、女性相談等	○	
その他	13	市長公室	都市戦略室	地域おこし協力隊		○
	14	市長公室	広聴広報課	市民相談	○	
	15	総務部	危機管理防災課	東日本大震災の被災者の暮らし	○	
	16	財政部	納税課	市税の納付	○	
	17	市民部	市民協働推進課	町内会、自治会		○
	18	市民部	男女共同参画推進室	男女共同参画の推進、女性相談	○	
	19	市民部	くらしの安全課	犯罪被害者等支援	○	
	20	市民部	消費生活センター	消費生活相談	○	
	21	市民部	健康保険課	国保税の納付	○	
	22	市民部	医療助成年金課	医療費助成、国民年金加入、国民年金保険料の免除手続き、障害年金請求の相談	○	
	23	市民部	都南総合支所	税、福祉関係の各種手続きの総合窓口	○	
	24	環境部	環境企画課	公害、環境汚染	○	○
	25	環境部	資源循環推進課	ごみ	○	○
	26	商工労働部	経済企画課	若者、就職希望者への就業支援	○	
	27	農林部	農政課	農業		○
	28	建設部	交通政策課	地域公共交通		○
	29	建設部	建築住宅課	市営住宅	○	
	30	都市整備部	都市計画課	調整区域、空き家等の利活用	○	○
	31	玉山総合事務所	住民福祉課	健康相談	○	
	32	教育委員会	学務教職員課	学籍相談、就学援助	○	
	33	教育委員会	学校教育課	いじめ、不登校	○	
	34	市立病院	医事課	当院に入院、通院される患者	○	
	35	上下水道部	経営企画課	水道料金の支払い	○	

## 5 地域包括支援センターに係る担当地区の詳細

センター名	担当地区	主な町名
盛岡駅西口地域包括支援センター	西厨川・桜城	中央通・大通・菜園・大沢川原・開運橋通・長田町・材木町・梨木町・西下台町・盛岡駅前通・盛岡駅前北通・盛岡駅西通・中川町・新田町・城西町・境田町・天昌寺町・中屋敷町・大新町・北天昌寺町・稲荷町・大館町
仁王・上田地域包括支援センター	仁王・上田	内丸・本町通・名須川町・北山・上田・館向町・高松1～3・上田堤・三ツ割・三ツ割字
浅岸和敬荘地域包括支援センター	米内・山岸	愛宕町・山岸・山岸字・紅葉が丘・岩清水・下米内・下米内字・上米内字・桜台・浅岸・浅岸字・加賀野字
松園・緑が丘地域包括支援センター	松園・緑が丘	高松4・箱清水・上田字・緑が丘・東緑が丘・岩脇町・黒石野・東黒石野・松園・東松園・西松園・北松園・小鳥沢
五月園地域包括支援センター	築川・中野・城南・加賀野・杜陵・大慈寺	中ノ橋通・紺屋町・神明町・志家町・若園町・住吉町・上ノ橋町・天神町・加賀野・肴町・下ノ橋町・馬場町・清水町・南大通・八幡町・松尾町・大慈寺町・鉦屋町・神子田町・茶畑・中野・新庄町・高崩・東中野下道・山王町・東中野町・東中野字・小杉山・東新庄・東桜山・つつじが丘・東山・川目町・川目・東安庭・東安庭字・門・門字・新庄字・砂子沢・根田茂・築川
青山和敬荘地域包括支援センター	青山・東厨川・土淵	夕顔瀬町・北夕顔瀬町・前九年・安倍館町・青山・上堂・月が丘・西青山・南青山町・長橋町・中堤町・前潟・上厨川字・土淵字・平賀新田
みたけ・北厨川地域包括支援センター	みたけ・北厨川	厨川・みたけ・下厨川字
イーハトーブ地域包括支援センター	本宮・仙北・繫・太田	仙北・東仙北・南仙北・西仙北・仙北町字・本宮・本宮字・向中野・向中野字・下鹿妻字・上太田・中太田・下太田・猪去・上鹿妻・繫字・北飯岡
地域包括支援センター一川久保	見前・津志田・乙部	三本柳・津志田・津志田町・津志田西・津志田中央・津志田南・東見前・西見前・乙部・大ヶ生・黒川・手代森
飯岡・永井地域包括支援センター	飯岡・永井	永井・下飯岡・上飯岡・飯岡新田・北飯岡・羽場・湯沢・湯沢東・湯沢西・湯沢南・流通センター北・向中野
玉山地域包括支援センター	巻堀・好摩・渋民・玉山・藪川	芋田字・上田字・川崎字・川又字・好摩字・渋民字・下田字・玉山字・寺林字・玉山永井字・玉山馬場字・日戸字・巻堀字・松内字・門前寺字・藪川字

※盛岡市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画より

## 6 社会福祉法抜粋（重層的支援体制整備事業関係）

社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互

の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 7 用語解説

50 音順

用語	解説
アウトリーチ	必要な支援が届いていない場合、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）	地域福祉コーディネーターともいう。コミュニティ・ソーシャルワーク実践を担う専門職。
コミュニティ・ソーシャルワーク	ひとりの生活課題を解決するために、個人や家族に対する個別支援（ケースワーク）だけでなく、それらの人々が暮らす地域における生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する活動。
地域福祉	共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉。
福祉サービス	第一種・第二種社会福祉事業のことで、子ども・障がい者・高齢者などを対象としており、大きく施設福祉サービス（特別養護老人ホーム、身体・知的・精神障害者更生施設、児童養護施設など）と在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど）の二つに分けられる。